

- 三重県  
(事務局) 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。  
まず、開催に先立ちまして、建築開発課長の太田から、あいさつ申し上げます。
- (幹事 三重県建築開発課長から挨拶)
- それでは、実質的な審議に入ることになりますが、三重県開発審査会条例第4条第2項の規定に基づき、会長及び3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとされています。本日は、会長及び4人が出席されていますので、本日の審査会は成立することを報告させていただきます。
- 本日ご審議いただきますのは包括議決案件が三重県12件、津市3件、松阪市14件、桑名市2件、鈴鹿市21件です。本審査案件は松阪市、鈴鹿市が各1件です。
- 審議については、「三重県開発審査会の公開に関する方針」により、包括議決案件は公開、本審査案件は、法人の利益に関する情報が含まれることから、非公開となります。
- なお、本日の傍聴者は、いません。
- 会長 まず、第238回開発審査会の議事録及び審議概要のご確認をお願いします。  
事前にご確認いただいているかと思いますが、なにか修正等はございますでしょうか。
- 会長 それでは、これにて第238回開発審査会の議事録及び審議概要を確定したいと存じます。
- 会長 次に、包括議決案件について、まず三重県分から説明をお願いします。
- 三重県  
(処分庁) (包括議決案件 12件の報告)
- 会長 ご質問等ございませんでしょうか。
- 委員 はい。
- 会長 それでは、次に津市分の説明をお願いします。
- 津市  
(処分庁) (包括議決案件 3件の報告)
- 会長 ご質問等ございませんでしょうか。

委員	はい。
会長	それでは、次に松阪市分の説明をお願いします。
松阪市 (処分庁)	(包括議決案件 14件の報告)
会長	ご質問等ございませんでしょうか。
委員	はい。
会長	それでは、次に桑名市分の説明をお願いします。
桑名市 (処分庁)	(包括議決案件 2件の報告)
会長	ご質問等ございませんでしょうか。
委員	はい。
会長	それでは、次に鈴鹿市分の説明をお願いします。
鈴鹿市 (処分庁)	(包括議決案件 21件の報告)
会長	ご質問等ございませんでしょうか。
委員	はい。
会長	それでは、三重県12件、津市3件、松阪市14件、桑名市2件、鈴鹿市21件の包括議決案件の報告を終了します。

\* これより先は、2件の本審査案件の審議であり、第239回三重県開発審査会の本審査案件は、法人の許可申請に係る妥当性及び適合性を審査するもので、法人の利益に関する情報が含まれる事項について取り扱うものであることから、三重県情報公開条例第27条第1号の規定に基づき、非公開として取り扱っています。

1 都市計画法第43条第1項の規定に基づく建築行為許可申請に関する議案

ア 申請地：松阪市地内

イ 建築物の用途：住宅型有料老人ホーム・看護小規模多機能型居宅介護施設・老人短期入所施設

ウ 主な意見や質問

- ・ 申請者が運営する医療施設と、今回計画している施設の職員は同じなのか、異なるのか。
- ・ 相当の期間内に実施が見込まれる土地利用に支障を及ぼさない場所であるというのを、どのように確認し、判断したのか。

エ 結論

承認した。

2 都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発行為許可申請に関する議案

ア 申請地：鈴鹿市地内

イ 建築物の用途：社会福祉施設（特別養護老人ホーム、短期入所生活介護）

ウ 主な意見や質問

- ・ 連携先病院の近くということで、申請地に立地することとしたのか。それとも、連携先病院の近くとなったのは単なる結果なのか。
- ・ 申請面積は、適正なのか。
- ・ 市街化区域での立地をまずは検討するという原則は、この案件にも適用されるのか。

エ 結論

承認した。